

答申書

平成23年5月30日

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市まちづくり基本条例推進委員会
委員長 鍛冶平太郎

野洲市まちづくり基本条例の見直しに関することについて（答申）

平成22年12月9日付け、野協第89号で諮問があったことについて、別紙のとおり答申いたします。

別紙

1. はじめに

野洲市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という）は、市民の知恵や力をまちづくりに活かし、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とし、平成19年10月1日に施行されました。

基本条例は、市民代表による同条例検討委員会において、野洲市の市民活動の歴史的経緯を踏まえ、まちづくりへの市民の主体的な参加を促すことに留意し、市民のそれへの参加権を保障するものとして、市議会における十分な審議を経て制定されました。地方自治の要である住民自治の充実に向けた最高規範の条例として、今後も野洲市のまちづくりに欠かせない条例であると言えます。

2. 答申の基本的考え方

野洲市まちづくり基本条例推進委員会では、このような共通認識のもと、基本条例第30条に基づき「基本条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否か」という観点から計4回の委員会を開催し審議してきました（詳細下記）。

同委員会では、各委員から具体的な提案をいただき各提案事項について議論を重ねました。その結果については市の広報紙やホームページを通じて、広く市民からの意見も募りました。

この度、同委員会で審議されたこれらの内容を取りまとめ答申としました。本答申が基本条例に活かされることで野洲市のまちづくりの一助となることを願います。また、野洲市議会基本条例制定に伴う積極的な実践を同委員会ははじめ市民は大いに期待しています。

【野洲市まちづくり基本条例推進委員会の開催日等】

第1回委員会 平成22年12月9日（木） 午後1時30分～ コミュニティセンターやす
「まちづくり基本条例について」

第2回委員会 平成23年1月20日（木） 午前9時30分～ コミュニティセンターしのはら
「各委員からの提案等について議論」

・意見募集（第1回・2回の会議概要をホームページに掲載）

第3回委員会 平成23年2月17日（木） 午前9時～ コミュニティセンターひょうず
「提案などを踏まえた答申案の方向性について」

・意見募集（第3回の会議概要をホームページに掲載）

第4回委員会 平成23年3月16日（水） 午後1時～ コミュニティセンターひょうず
「提案などを踏まえた答申案の方向性について及び答申素案のまとめ方について」

答申素案作成

答申 平成23年5月30日（月）

3. 基本条例見直しに関する項目

以下の答申内容中、点線枠内のA・B・Cの標記は、「改正する必要があると考えられる事項」をA、「たちまち改正する必要性は無いが、今後検討していく必要があると考えられる事項」をB、「条文の認識を深めてもらう必要があると考えられる事項」をCで示しました。

(1) 基本条例の周知・共有

基本条例は、野洲市の住民自治の充実に向け、市民みんなで共有されるべき条例です。そのため、基本条例を持つ野洲市民の意義が認識され、基本条例が一層市民のものとなるように下記(例)のようなことを具体化してください。なお、周知は、市内に住所を有する人だけでなく市内で働く人や学ぶ人も対象にしっかりとしていくことが大切です。また条例を周知していく経過の中で、人づくりも大切です。

(1) C

(例)

- ・基本条例の前文あるいはその抜粋を市役所等の公共施設に掲示する。
- ・野洲市の広報紙やホームページで、基本条例の前文あるいはその抜粋を明示することや各自治会へも配布する。
- ・基本条例制定の日を定めて、広報紙などで広報する。
- ・まちづくり会議等において、基本条例の前文あるいはその抜粋を、参加者や主催者が唱和・朗読する。行政・議会・市民が身近な活動の場から広げていき、他の団体等に呼びかけていく。 など。

まちづくりの全ての活動の基盤は、人権の尊重と環境への配慮です。「自分さえ良ければ」ではなく、公共性・共生の意識の醸成を図るべきです。

市長は、基本条例第13条第1項で同条例の遵守が謳われ、議員は、議会基本条例が制定されています。市職員については、基本条例が浸透できるよう具体的手だてを考えてください。

(1) B

- ・職員に周知していき、その経過の中で浸透が図れない場合は、基本条例を遵守して職務に当たることなどを条例に追加明記する必要があります。

(2) 個人情報保護法を遵守したまちづくりのあり方検討

個人情報保護法の制定以来、市民と行政はもとより、市民で構成する活動団体でも、個人情報やプライバシーの保護が重視され、個人情報は取り扱わない、名簿は作ってはない、個人情報は出さないなど、法の誤った理解や過剰反応があり、個人情報が集めにくくなっています。社会にとって有用な活動のために個人情報が有効に活用され、人のつながりを大切にしたまちづくりが求められます。

基本条例に沿ったまちづくり活動に必要な情報は共有できるように、行政としての取り組みが必要です。

団体を構成する個人個人がその目的を共有して、必要な情報を必要なメンバーで共有するという視点が大切です。そのためには、共有する個人情報の管理をしっかりしなければならないことなど、その取り組みなどを市民に啓発する一方で、基本条例に沿ったまちづくり活動に有用な名簿などを市民が安心して作成し、利用することができるよう手立てを検討してください。

(2) C

(3) 参加機会の保障(第20条関係)

野洲市には70の審議会・委員会があり、そのうち委員公募が実施されているのは12の審議会・委員会です。(審議会等女性委員の割合 平成22年5月1日現在参照)。基本条例第20条第3項に基づき公募がない審議会・委員会は、その理由を市民に対して説明する必要があります。

(3) C

・「公募の原則」を行政は認識する必要があります。

審議会・委員会が、「いつ」「どこで」開催され「何が議案になっているか」、また「存在意義・目的」と「組織構成」等市民が参加するうえでの判断材料となる情報をホームページや広報紙等を通じて広報し市民が応募しやすいようにしてください。そのことによって、傍聴ができ市民の関心も高まり、審議会・委員会も活性化すると考えます。

(3) · B

・今後、このことが進まないのであれば条例を改正する必要があると考えます。

市には計画・構想と言われるものが 34 あります（野洲市ホームページ「計画・構想」参照）。第 20 条第 2 項の「審議会など」に、計画・構想も明記すべきと考えますが、基本条例が理念を示すものであることから、「審議会など」の文言でも読み込めるとも解釈できます（別途規則等で規定する方法もあります）。よって、両者を比較検討し、計画・構想の策定プロセスへの市民の参加機会を、規定として明確に保障してください。

(3) A · B

(4) 住民投票（第 22 条関係）

常設の住民投票制度をもつ自治体であることの意義と、その住民投票制度で市民のできることを周知する必要があります。

(4) B · C

・市民に広報すべきは、「常設の住民投票条例があること」のみならず、「その内容」です。でなければ、常設の条例があることで、市民は安住してしまいます。

(5) まちづくり基本条例推進委員会（第 29 条関係）

当初議会に提案された野洲市まちづくり基本条例案では、「野洲市まちづくり基本条例推進委員会（以下、推進委員会という）」は、市長から諮問を受けたときだけ設置されるのではない常設の委員会とすることが可能となっていました。推進委員会を常設と

する必要性は、第 28 条（継続的な改善）および第 30 条（条例の見直し）の趣旨からも明らかです。よって、次のとおり提案します。

「委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができます。」の項を入れることが必要です。また条例の見直し（基本条例第 30 条）にあたっては、「委員会の意見を尊重し」の文言を明記しておく必要があります。4 年前に議会で修正された経緯がありますが、議会基本条例が制定されたことを踏まえ、再度議論していただくことを提案します。

(5) B

また基本条例の規定に基づき制定された「野洲市住民投票条例」および「野洲市まちづくり寄附条例」も審議対象になることは現条文で読み込めると考えますが、そのことを明記すべきです。

(5) A・B

・行政や議会が「読み込めない」との解釈をする可能性もあります。そもそも、同委員会が諮問委員会で在り続ければ、それだけで十二分に審議対象は制限されています。よって、3 条例をセットとして、同委員会の審議対象として明記する必要があります。

野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則も、第 29 条の見直しにあわせて同委員会の役割が十分に発揮できるよう改める必要があります。

(5) B

(6) 協働のまちづくり（第 6 条関係）

「協働」とは、よりよいまちづくりに向けて行政と市民などが相互に補完しあいながら進めていくものです。行政が「支援側」で、市民が「支援を受ける側」という一方通行ではなく、双方向からの働きかけが必要です。

(6) C

(7) みんなの役割(第3章関係)

地域における自治の主体として、自治連合会もあり、またまちづくり協議会もできているところもあります。そうした団体の役割を明記し、その位置づけを今後検討していく必要があります。

(7) B

(8) 地方自治法の改正に伴う条例の制定(総合計画関係)

地方自治法の改正に伴い、総合計画の策定根拠の規定を基本条例におくことが望ましいと考えます。

なお、総合計画の策定における市民参加や公表については市民の参加機会の保障(第20条)の中で他の計画・構想と同等に規定として明確にしてください。